市街化調整区域における規制を一部緩和しました

空家住宅の用途変更に係る許可基準の創設(提案基準21号)

★建物所有者(個人住宅)と移住者のニーズに柔軟に対応★

《空家の所有者》

手放したくないが賃貸して有効に活用したい。 (空家のままでは管理に困る...) 《移住者》

田舎でゆとりある家に住んでみたい。 古民家に住んでカフェがしたい!

<u>今まで</u>

- ・空家を貸す・借りることができない。
- 空家を飲食店や事務所として使うことができない。



<u>今後</u>

- ・空家住宅を賃貸することが可能に!
- ・空家住宅に飲食店等を併設することが可能に!

延床面積1/2以上が住宅であること 少なくとも幅4m以上の道路に面していること

賃貸できません。 調整区域なので・・

大切な持家なのに、 なぜ借家にしてはい けないの? 新基準により許可を受けて 賃貸住宅や併用住宅に用途変更

広々とした家に賃貸 で住めて嬉しい!

既存ストックを 有効利用









